

下川薬局（居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導）運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社下川薬局が開設する薬局が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）を行うことによって、利用者の療養生活の質の向上をはかることを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること
 - ・利用者に関して秘密を保持でき、利用者やその家族、連携する多職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること、但し、他の業務との兼用を可とする
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第3条

薬局に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋の指示に基づいて、利用者の居宅を訪問し、薬剤の管理や保管、使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるように努める。
- 2 管理者 1名 但し、業務に支障がない限り、薬局の管理者との兼務を可とする。
- 3 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

（営業日及び営業時間）

第4条

薬局の営業日および営業時間は、店舗情報を参照とする。

（通常の事業の実施地域）

第5条 通常の事業の実施地域は、熊本市の店舗に関しては熊本市全域、合志市の店舗に関しては合志市全域、益城町の店舗に関しては益城町全域、八代市の店舗に関しては八代市全域とする。

（指定居宅療養管理指導等の利用料その他必要な費用の額）

第6条

- 1 指定居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定める額のほか、指定居宅療養管理指導等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。なお、自動車を使用する場合は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて片道 1 k mにつき15円

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料金)

第8条

単一建物居住者	1人の場合	<u>518単位</u>
単一建物居住者	2～9人の場合	<u>379単位</u>
それ以外の場合		<u>342単位</u>
1単位10円	所得に応じて1～3割	

令和7年6月1日時点

※麻薬薬剤管理の必要な方は、上記の金額に100単位が加算されます。

(緊急時等における対応方法)

第9条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1 該当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個

人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

- 5 従業者に身分証を携行させ、利用者またはその家族から求められた際は速やかに掲示する事とする。
- 6 利用者からの苦情・相談等の受付窓口を置き、記録、ファイルし適切な業務運営に資する

本規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。